

情報信託機能の認定スキームに関する検討会  
認定・運用ワーキンググループ（第2回） 議事概要

日時：2021年2月10日（水）16時00分～18時00分

場所：Web開催

構成員）森主査、井上構成員、太田構成員、落合構成員、高口構成員、小林構成員、  
長田構成員、野村構成員、花谷構成員、森田構成員、山本構成員、湯淺構成員  
オブザーバー）内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室、  
個人情報保護委員会事務局、一般社団法人日本IT団体連盟、  
一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）  
事務局）総務省、経済産業省

資料2-1「再提供禁止の例外の事例について」についてIT連 野津氏より説明。

資料2-2「例外ケースにおける秘密計算の活用事例について」について花谷構成員より説明。

資料2-3「認定・運用WG（第1回）における主な意見」について総務省より説明。

資料2-4「主な意見に対する考え方」についてIT連 野津氏より説明。

資料2-5「「情報信託機能の認定に係る指針 Ver2.0」改訂案について」について総務省より説明。

□意見交換

<再提供禁止の例外の事例について>

- アグリゲーション企業自体が情報銀行から直接データを収集することも考えられる。情報銀行からA銀行を通してアグリゲーターにデータが提供されるという流れではなく、A銀行のデータも情報銀行に預けられているとすれば、情報銀行から直接アグリゲーターが本人の許可を得て情報を得ることになり、例外には該当しないのかと思う。
- 具体例では、アグリゲーション企業は銀行のAPIからユーザーのデータを取ることになると思うが、アグリゲーション企業が情報を取得するときというのは、基本APIで取得することになる。そのため、直接取得することは想定せずに、情報銀行、A銀行、アグリゲーション企業という経路を考えている。
- 「再提供先のサービスは提供先のサービスを前提とするものであること」という点は、再提供先のサービス全体が提供先のサービスを前提とするものではない場合、例えば、提供先が集積したユーザーデータやレコメンド分析を再提供先が受け取り、再提供先が提供しているサービスの一部で、当該データを使ってサービスを提供する場合でも問題はないのか。
- 再提供先における当該サービスにおいては提供先からデータを受け取ることが前提となっており、提供先でデータの集積やレコメンド分析をすることも前提となっているため、「再提供先のサービスは提供先のサービスを前提とする」と言って問題ない。
- 電子決済等代行業として金融庁に登録して、銀行とAPI利用契約あるいはスクレイピング

グ契約をして情報を取得している事業者は、概ね資料の例に当てはまると思う。また、例えば健診等の情報を預かっている事業者は、実質的にサービスを廃止する際などに当該情報を乗り換えられるようにすることが要請されるようになると思うが、このようなケースも許容される類型に含まれるのか。

●データを乗り換え可能になっていて、乗り換えた先のベンダーがそのデータを使ってサービスを提供するというパターンは、ユーザーの同意もはっきりしていて明確な利便性があるので問題ない。

●提供先から再提供先に乗り換えた後に提供先のサービスを解約する場合、「個人は提供先のサービスと再提供先のサービスの双方を利用すること」が満たされなくなるため、「再提供時点でサービスの双方を利用すること」としてはいかがか。具体例のアグリゲーションサービスにおいても、ユーザーが A 銀行を解約して過去の残高推移などを再提供先で使っていれば同じことが生じる。

●もともと使っていて取引をやめた銀行も、新しく更新されることはないが、過去の取引情報は残っている。ただし、マネーフォワードと銀行との間の例えば連携契約が切れた場合では、事業者間の契約の内容次第では情報を消去することもあるため、事業者間の契約の場合は消去されることもあり得る。

●再提供時において双方のサービスを利用していただければいいという考え方もあれば、提供先と再提供先の一定の関係を信頼してデータ連携契約のような関係とは別に、情報銀行のデータを使っていることを一筆入れて、この部分では解約されないよう対応しておくという考え方もできると思う。

●今回、出されている事例は銀行であり、信頼できるので大丈夫かと思うが、文章化してしまうと、いろいろな人が解釈して、緩くなって使われていってしまうおそれがある。

●再提供となるアグリゲーションサービスの類型として、官公庁も関わった形でガイドラインもしくは法整備がされているものは、明らかに認めてもいいのではないか。

●アグリゲーションサービスでオフィシャルなガイドライン等があるものに限ることにして、スモールスタートとしたい。マネーフォワードや電力サービスのようなものは認められることになると思う。

●情報銀行から取得したデータ項目に対して、再提供の同意を提供先が個人から取ることになると思うが、情報銀行の責務は再提供先まで及ぶのか。また、提供先が再提供の同意を取る際の取得方法やオペレーション部分については、情報銀行は把握する必要があるのか。

●今のところは、再提供先の審査をせず、再提供先について情報銀行側では監督していないことをユーザーに分かってもらった上でユーザーに同意してもらうことになる。提供先の同意の取り方については、情報銀行は監督しなければならない。

<認定・運用WG（第1回）における主な意見について>

ー秘密計算の活用事例について

●情報銀行から個人情報が出ないとなると、そもそも情報銀行ではないという話にもなるため、もう少し仕組みについて整理してほしい。

●提供先が統計情報を得る目的で情報銀行の個人情報を使っているため、提供先の利用目的のために個人情報を扱っていることになり、個人情報の提供の例外3類型に入っている事例と思う。

●例外3類型の1つの具体例として何らかの形で示してもらえば、企業側としては、理解がしやすい。

●具体的にどういうデータがやりとりされるのかというと、統計データが個人のIDに紐付いて返ってくるのか。

●個人のIDには紐付かず、例えば横浜市在住の40代男性の結果としてこうなるというデータが返ってくることになる。

●返していくとき、本当に統計として個人を特定できないものであるかどうかという点が確保されたものである必要があるため、付記しておいたほうがいいと思う。

ー主な意見に対する考え方について

●世帯構成員情報に関して、情報銀行で言うところの「世帯」というのは何を指すのかある程度定義を示す必要がある。また、情報銀行の場合は、世帯員の情報については、黙示の同意が認められている領域でも認めないということでもいいのか。

●ここでの「世帯」の意味は、IoTセンサーで一次に把握できる社会的集団であるため、その点を補足的に書かせていただく。また、放送セキュリティセンターの指針を引用しているのは、視聴履歴について明示の同意を前提としている取扱いを、広くIoT全般に及ぼそうという考えを示している。

●FISC安全対策基準への準拠性を認証する機関は存在しないため、書きぶりを工夫してほしい。

●改訂案の資料右下8ページの「ただし、情報銀行は自らのサービスと関連して提供先第三者が利用者から直接書面（電磁的方法を含む）による個人情報を取得することを許容する場合、以下のいずれかの措置を講ずる必要がある」について、店舗が情報銀行の情報を使ってクーポンを出し、ユーザーがクーポンを持って店舗に行き、自分の個人情報を紙に書いた場合、クーポンを使ったという情報を一緒に保存しなければ、関連しないことになるか。

●店舗でクーポン情報を見て把握していれば、店舗は記録していなくても、情報銀行側のデータベースに入っている者が店舗に行ったということであれば、それは第三者提供となる。

●①の「提供先には転記・複写禁止の契約を締結し、一覧での閲覧や任意検索ができない方法で、一人分のみ検索できる技術的対策を施した上で」につき、現在、情報銀行側が用意した閲覧システムにおいて提供先への提供承諾をした人リストのようなものが出てきて、その承諾した人リストは、例えば性別の提供に対して承諾をしている人で男性のみ抽出するといったことができるものを想定しているが、これはどうなのか。

●任意検索ができないということは、本人から「私は情報銀行の利用者で紹介されたサービスを受ける誰々です」という申出をされたら、その人のプロフィールが検索できて苦情処理などサービスの提供などができるといった、いわゆるコールセンターに近いような、本人からの申出において対応することを想定している。提供先への情報提供を承諾した人の一覧

を見られる形にすることは、たとえ転記や複写を禁止しても、そのような情報を提供すると変わらないのではないか。

●提供先でコンプライアンス体制の構築及びその実施を客観的かつ検証可能な方法については、リスクベースの判断ということでは理解したが、提供先にクーポンIDが渡された場合、提供先の事業者にとってみると、個人情報の取得はしていないことになる。ただし、後で個人情報を入力してもらうため、そのタイミングでIDと個人情報が紐付くことになる。これは、第三者提供経由での個人情報の取得ということになるのか。その場合には、いわゆる記録・確認義務は発生するものなのか。

●提供先の確認記録義務は、クーポンIDのような、提供元では個人情報で、提供先では個人情報ではない場合に生じないため、個人情報の第三者提供ではあるが、提供先での記録・確認義務は対象外になっている。その後に提供先で個人情報になった場合の扱いはよくわからない。

●世帯構成員情報について、放送セキュリティセンターの指針は今後改定されるものなので、現状はあくまでも参照するものであるという表現にとどめたほうがよいと思う。放送セキュリティセンターの指針では、世帯構成員全員から同意取得を必ずするという前提にはなっておらず、周知して注意喚起するレベルである。提示された表現は、少し踏み込んでいるのではないかという印象がある。

●世帯構成員情報のところで、例えば、アマゾンの購買履歴を取得する場合、自分のために買うものだけではなく誰かにプレゼントとして贈るために、住所や名前、送り先の情報が含まれていることがあるが、それらを取得する場合は、世帯構成員情報の枠に入るのか。

●重要なのは、自分じゃない人が認識しているかどうかということ、情報が情報銀行に提供されていることを本人が了解しているかどうかに分かれ目になる。世帯構成員情報というよりも、個人情報の取扱いの議論と思う。

●購買履歴で提供される情報は自分じゃない人の個人情報で、世帯構成員情報は、プライバシー的にはユーザーの情報ではない情報なのでその人の同意をとるべきだという情報のこと。アマゾンの購買履歴に含まれるプレゼント先の情報は世帯構成員情報には含まれないという整理でよいと思う。

●購買履歴の関係で言えば、人と人の関係が浮き出てくるので、慎重にしていきたい。親子関係のような世帯をイメージする人との関係もあるが、そうでない人たちに何かを送っている場合、別の人間関係も分かってしまうと思う。

●例えばプレゼントの送り先の人の名前や何を買ったかという情報は、その人の個人情報なので、世帯構成員情報とはわけて扱いたい。

●世帯構成員には同乗者なども含まれるということであれば、世帯構成員情報という言葉自体に誤解が生じる可能性があるため、何か別の名前をつかってこういうものを指していると定義づけた方が間違えにくいと思う。

●同意を誰から得るのかという点で、情報銀行の契約者から、ほかの関係する全員分の同意を受け取っているということになるのかと思う。また、IoTに限らずコンタミネーションすることは色々と考えられるが、実際にどこまで厳しくモニタリングするかどうかはともか

くとして、ほかの人の情報が入るときに、基本的にその人たちの同意を得ることまで求めることはよいと思う。

以上